

7 解体工事業、浄化槽工事業の登録

7_1 解体工事業の登録

1 解体工事業を営むには登録が必要です

- ・ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、**解体工事業を業として営む場合、解体工事業を営む都道府県ごとに登録が必要です。**

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、解体工事の3業種のいずれか）を有している場合は、登録は必要ありません。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録のための要件

解体工事業の登録を受けるためには、技術管理者を選任すること、登録拒否事由に該当しないことが必要になります。

技術管理者の要件

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理を行う者です。技術管理者になるためには、下記のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

なお、技術管理者は登録の際に、複数名登録できます。

A 次のいずれかに該当する者

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者

B 次のいずれかの資格を有する者

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る）
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る）
- ・ 1級建築士
- ・ 2級建築士
- ・ 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者
- ・ 2級のとび若しくはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る）

C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習(※)を受講した者

※登録講習実施機関：公益社団法人全国解体工事業団体連合会

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者

D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者（解体工事施工技士）

E 国土交通大臣が上記のA～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

登録拒否事由

次に該当する場合には、登録を受けることはできません。

- 1 解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
- 2 解体工事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- 3 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分の日から2年を経過していない者
- 4 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（下記9において「暴力団員等」という）
- 6 解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記1～5のいずれかに該当する者がいるとき
- 7 解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記1～6のいずれかに該当するとき
- 8 法第31条に規定する者（技術管理者）を選任していない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。なお、新規の登録年月日が令和7年5月1日の場合、登録有効期間期限は令和12年4月30日となります。

更新の申請は、有効期間満了日の30日前までに行う必要があるため、令和12年3月31日が更新申請の提出期限となります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

4 登録の手続き

解体工事業の登録には以下の書類の提出が必要です。(○：必要、－：不要)

※ 申請書受付後、通知文を発送するまでに30日程度要します。

※ 更新申請についても提出する書類は同じです。(登録手数料のみ異なります)

	法人	個人
(1) 登録申請書(様式第1号) ※ 裏面あり	○	○
(2) 誓約書(様式第2号) ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 選任した技術管理者(*1)が資格を有していることを示す書類(資格者証等) <u>※ 実務経験証明書(様式第3号)は実務経験が必要な場合のみ提出</u>	○	○
(4) 工事業登録申請者(*1)の調書(様式第4号) ・ 法人の場合 → <u>法人自体及び役員等(*2)全員分</u> ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	－

*1: 登録申請者(法人の場合は役員全員分)及び技術管理者について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

*2: 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

5 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙を様式第1号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000円 ・更新申請：26,000円

6 提出物及び提出方法

- 提出物一覧

解体工事業登録申請書一式	正本1部、副本1部(正本のコピーで可) 申請書類に関しては、「4 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「5 登録手数料」参照
返信用封筒(A4用紙が入るサイズ)	切手を貼り、返送先を記載したもの

- 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

- 提出方法：郵送または持参により提出してください。

7_2 浄化槽工事業の登録

1 浄化槽工事業を営むには登録が必要です

- ・ 500万円以上の建設工事を請け負う場合は、建設業法に基づき、建設業の許可を受ける必要がありますが、浄化槽法においては、浄化槽工事を請け負う場合、建設業の許可が必要ない500万円未満の工事であっても、浄化槽工事業を営む都道府県ごとに、登録が必要となっています。

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、管工事の3業種のいずれか）を有している方が浄化槽工事業を営む場合は浄化槽工事業登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要です。

※ 無登録業者に浄化槽設置を発注しないように注意してください。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。

なお、新規の登録年月日が令和7年4月1日の場合、登録有効期間期限は令和12年4月1日となります。（注意：登録有効期間は、登録年月日の1日後（4月2日）から起算）

更新の申請は、有効期間満了日の30日前までに行う必要があるため、令和12年2月28日が更新申請の提出期限になります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

3 登録の手続き

浄化槽工事業の登録には次の書類の提出が必要です。（○：必要、－：不要）

※更新申請についても提出する書類は同じです。（登録手数料のみ異なります）

	法人	個人
(1) 登録申請書（様式第1号） ※裏面あり	○	○
(2) 誓約書（様式第2号） ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分（*1）	○	○
(4) 工事業登録申請者（*1）の調書（様式第3号） ・ 法人の場合 → <u>役員等(*2)全員分</u> ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 浄化槽設備士の調書（様式第4号） ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	－

*1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票が

ある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 2 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

* (4)、(5)は、工事業登録申請者と浄化槽設備士が同一人物であっても、それぞれ提出が必要になります。

4 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙は様式第1号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000円 ・更新申請：26,000円

5 変更届

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を届け出て下さい。

なお、変更届（様式第7号）提出の際には、次の添付書類が必要です。

変更する登録事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登記事項証明書（法人）
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書
役員の氏名（法人）	登記事項証明書 新たに役員となる者がある場合には誓約書及び当該役員の調書
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

* 1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 個人事業主が法人成りする場合、商号・名称の変更ではなく、新規の登録が必要です。

6 提出物及び提出方法

・提出物一覧

浄化槽工事業登録申請書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可） 申請書類に関しては、「3 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「4 登録手数料」参照
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

・提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

・提出方法：郵送または持参により提出してください。

※ 「5 変更届」の提出先・提出方法も同様です。変更届と必要な添付書類及び返信用封筒を提出してください。

7_3 特例浄化槽工事業の届出

建設業許可のうち、土木一式・建築一式・管工事のいずれかの許可を有しており、浄化槽工事業を行う場合は、浄化槽工事業の登録は不要ですが、**浄化槽工事業を営む都道府県ごとに特例浄化槽工事業の届出が必要です。**なお、手数料は不要です。

1 届出

浄化槽工事業を営もうとする方は、次の書類が必要となります。(○：必要)

	法人	個人
(1) 特例浄化槽工事業届出書(様式第11号) ※裏面あり	○	○
(2) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(4) 浄化槽設備士(*)の調書(様式第4号) ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

2 変更届

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更届出書(様式第12号)を提出してください。変更届出書に加えて、次の書類が必要となります。(○：必要)

変更する届出事項	添付書類	法人	個人
代表者の氏名、住所(法人) 名称、住所(個人)	なし	○	○
建設業許可番号、許可年月日、許可業種	建設業許可通知書の写し又は 許可証明書	○	○
営業所の名称及び所在地	なし	○	○
浄化槽設備士(*)の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	・浄化槽設備士免状の写し又は 浄化槽設備士証の写し ・浄化槽設備士の調書 (様式第4号)	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

3 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可(土木一式・建築一式・管工事のいずれか)を有している期間です。

※ 建設業許可の更新後に引き続き浄化槽工事を請け負う場合は、変更届（様式第12号）及び更新後の建設業許可通知書を提出する必要があります。変更届を提出しない場合、浄化槽工事を請け負うことができませんのでご注意ください。

4 手数料

手数料は不要です。

5 提出物及び提出方法

- 提出物一覧

【届出】 特例浄化槽工事業届出書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可）
【変更】 変更届出（様式第12号）	必要書類は、「1. 届出の手続き」参照
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

- 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 提出方法：郵送または持参により提出してください。

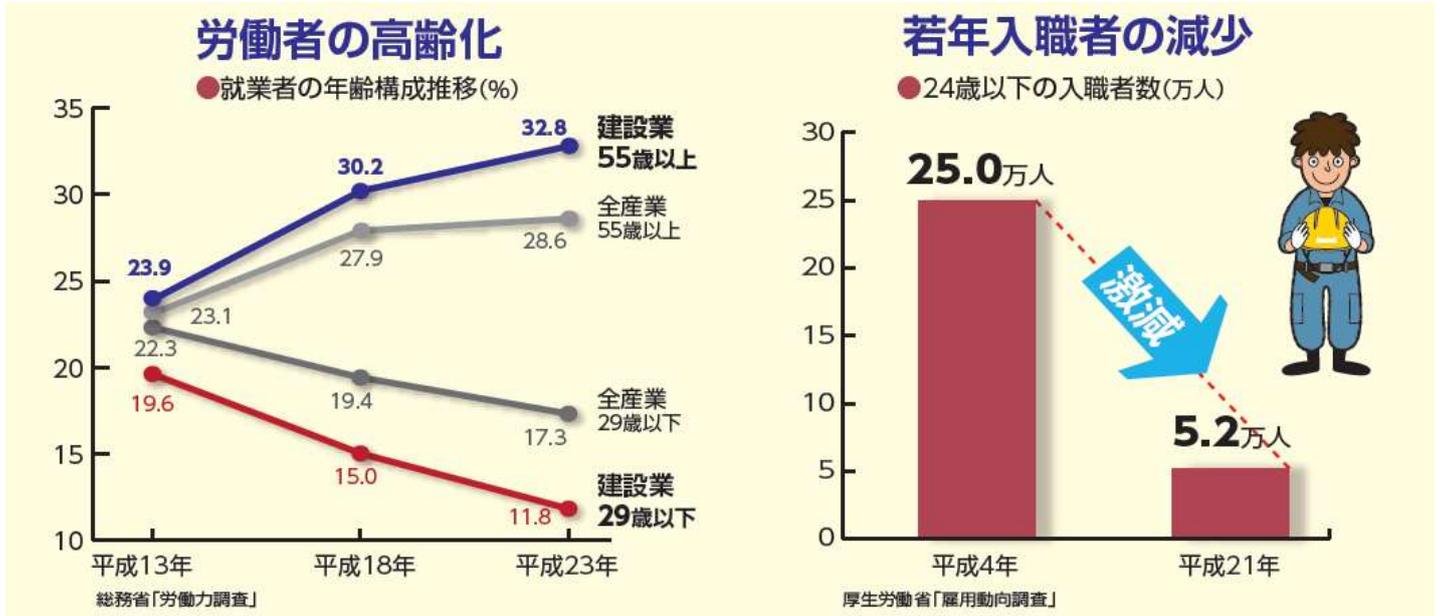
8 社会保険の加入の徹底

(施工体制台帳等の作成例を含む)

8_1 「みんなで取り組む」建設業の保険加入

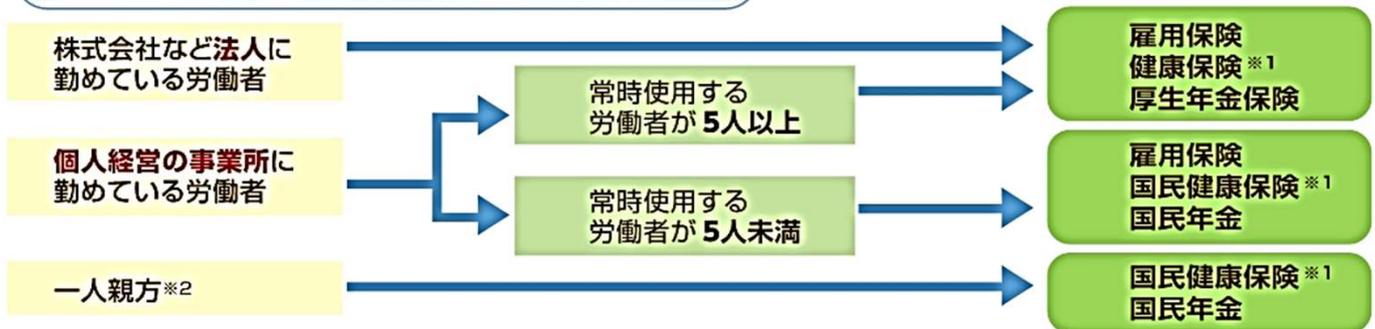
社会保険や労働保険への加入を徹底しましょう。

建設業では、若い人材がどんどん減っています。



保険加入義務があるかを確認しましょう。

建設労働者が加入すべき社会保険等は？



※1：適法に国民健康保険組合（建設国保や全国土木建築国保等）に加入している場合は、健康保険（協会けんぽ）に入り直す必要はありません。

※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させて下さい。

保険未加入の状態が続くと・・・

元請から加入指導が行われます。

協力会社の審査時、下請契約時などに加入状況を確認され、加入指導を受けます。

行政から指導を受けます。

国や都道府県から、建設業の許可・更新時、経営事項審査（経審）時、そして事業所への立入検査時に加入指導を受けます。

●遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請に選定すべきでないとされています。

（許可業者は100%加入へ）

●労働者についても、遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない場合、現場入場を認めるべきでないとされています。

●社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によっては建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」

建設労働者の保険加入に必要な 社会保険料(法定福利費)を確保しましょう。

法定福利費の確保は、保険加入の大前提です！

✓ 発注者から法定福利費を確保し、下請に適正に支払う必要があります。

発注者に対しては…



下請労働者の法定福利費を含む金額の見積書を作成・提出して、法定福利費が確保された契約を結ぶよう、発注者に要請しましょう。

法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」とされています。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3 (不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

国から、発注者団体に、法定福利費を見込んだ額で契約するよう通知されています。

(国土交通省から元請団体等あての通知:平成24年9月13日,<http://www.mlit.go.jp/common/000229422.pdf>)

公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

下請企業に対しては…

見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう依頼しましょう。

★元請側が見積依頼の様式や見積条件を決めている場合は、これらを改正し、下請見積書に法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、法定福利費を圧迫しないようにしましょう。

元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」;平成24年7月)



8_2 施工体制台帳等の作成例

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

工事名称 及び 工事内容			
発注者 及び 住所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契 営 業 約 所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者補佐 名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容		資 格 内 容
	担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容

一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の 状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・
事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名 専任 非専任	資格内容
資格内容	担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID			代表者名		
住所 電話番号					
工事名称 及び 工事内容					
工期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年
					日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

作業員名簿

() 年 月 日 (作成)

事業所の名称
- 現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に表示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・ 事業者ID

元請
種別欄

提出日

() 次) 会社名
・ 事業者ID

年 月 日

番号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険 年金保険 雇用保険	建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	教 育・資 格・免 許		入場年月日
	氏名	技能者ID			年 齢	年 月 日				技能講習	免 許	
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						年 月 日
					歳							年 月 日
					年 月 日	年 月 日						

お問合せ先一覧

※電子入札システムに関することは、「宮崎県公共事業情報サービス」をご覧ください
<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>

	相談内容	担当部署	住 所	電話番号	FAX番号
県	建設業許可 経営事項審査 に関すること 入札参加資格審査 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録	県土整備部管理課 建設業担当	〒880-8501 宮崎市 橋通東2-10-1 (宮崎県防災庁舎9階)	0985-26-7176	0985-26-7312
	各種支援制度に関すること				
	入札制度 総合評価 に関すること 電子入札システム(※)	県土整備部技術企画課 入札・技術評価担当		0985-26-7179	0985-26-7313
	営繕課発注工事 に関すること	総務部営繕課	〒880-8501 宮崎市 橋通東2-10-1 (宮崎県防災庁舎8階)	0985-26-7197	0985-32-4463
	各事務所発注工事 に関すること 建設業許可証明 (建設業関係書類受付窓口)	宮崎土木事務所 総務課総務担当	〒880-0805 宮崎市 橋通東1-9-10	0985-26-7285	0985-26-7320
		日南土木事務所 総務課総務担当	〒887-0031 日南市 戸高1-12-1	0987-23-4661	0987-23-7326
		串間土木事務所 総務課総務担当	〒888-0001 串間市 大字西方8970	0987-72-0134	0987-72-6582
		都城土木事務所 総務課総務担当	〒885-0024 都城市 北原町24-21	0986-23-4512	0986-24-3755
		小林土木事務所 総務課総務担当	〒886-0004 小林市 細野367-2	0984-23-5165	0984-23-7897
		高岡土木事務所 総務課総務担当	〒880-2221 宮崎市 高岡町内山3100	0985-82-1155	0985-82-3235
		西都土木事務所 総務課総務担当	〒881-0005 西都市 大字三宅下鶴9451	0983-43-2221	0983-42-1040
		高鍋土木事務所 総務課総務担当	〒884-0002 児湯郡高鍋町 大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983-23-0001	0983-23-1381
		日向土木事務所 総務課総務担当	〒883-0046 日向市 中町2-14	0982-52-4171	0982-53-5687
延岡土木事務所 総務課総務担当		〒882-0872 延岡市 愛宕町2-15	0982-21-6143	0982-21-8032	
西臼杵支庁 総務課会計担当	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町 大字三田井22	0982-72-2181	0982-72-3760		
国	大臣許可業者 に関すること	九州地方整備局 建設部 建設産業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅 東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館	(代表) 092-471-6331	092-476-3511



編集・発行
宮崎県県土整備部管理課
TEL:0985-26-7176